

目 黒 区	関係法令
角地緩和の取扱い	目黒区建築基準法施行細則第45条

法第53条第3項第2号の規定により区長が指定する敷地は、その周辺の3分の1以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの以下この条において「公園等」という。に接し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 2つの道路（法第42条第2項の規定による道路で、同項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）が隅角120度未満で交わる角敷地
2. 幅員がそれぞれ8メートル以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が35メートルを超えないもの
3. 公園等に接する敷地又はその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前2号のいずれかに準ずるもの